

モーダルシフト(JR)促進助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

(趣旨)

第1条 (公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、長距離運行をJRコンテナに転換することによりCO₂の排出抑制及び労務負担の軽減並びに労働力の有効活用の円滑な推進を図ることを目的に、予算の範囲内において会員事業所に対し、モーダルシフト(JR)促進助成金(以下「助成金」という。)として、JRコンテナ運賃の一部を助成するものとする。

(助成対象)

第2条 県ト協は、次の各号のすべてに該当するコンテナの利用に係る運賃に対して、助成するものとする。

- (1) 利用するコンテナ事業者は、「日本貨物鉄道株式会社九州支社大分営業支店(西大分駅)」に限る。
- (2) 一般貨物自動車運送事業を営む会員事業所のうちJRコンテナを利用した者
- (3) 第二種利用運送事業者で一般貨物自動車運送事業を営む会員事業所のうち(2)を除くものでJRコンテナを利用した者
- (4) 県ト協会費を1年間以上滞納していない者

(助成金の額等)

第3条 助成額は、JRコンテナの月ごとに精算した利用総額の20%で上限を5万円とし、当該年度で定めた予算の範囲内までとする。また、算出金額の助成金は百の位を四捨五入するものとする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、当該年度、7月1日から12月31日までとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付申請は、別紙1の「モーダルシフト(JR)促進助成金交付申請書兼請求書」に洩れなく記入のうえ、コンテナを利用したことがわかる請求書及び領収証又は振込みのわかるものを添付し、会員事業者が月ごとに行うものとする。

(助成金交付決定)

第6条 県ト協は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めた場合は、モーダルシフト(JR)促進助成金交付額の決定通知書兼支払通知書別紙2により申請した会員事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により交付額の決定を受けた会員事業者は、モーダルシフト(JR)促進助成金交付申請書兼請求書別紙1により、県ト協に対し請求するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 第6条の規定により交付すべきものと認めた助成金は、四半期ごとに支払うものとする。

(報告及び意見の聴取)

第9条 県ト協は、会員事業者に対して、助成金に係る事業に関して必要な報告及び意見を求めることができる。

(雑則)

第10条 本要綱に定めのない事項は、県ト協の交通・環境対策委員会において協議し、決議するものとする。

(附則)

本要綱は、平成27年7月21日から適用する。

平成29年 4月 1日字句訂正

平成30年 4月 1日字句訂正

平成31年 4月 1日字句訂正

令和 4年 4月 1日字句訂正